



社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



耳をつんざくばかりのセミの鳴き声に、本格的な夏の到来を感じます。皆さまいかがお過ごしでしょうか？

30度を超える暑さの中、ほぼ毎日、息子は野球の試合や練習しているのですが、それを座ってみているだけで倒れそうになります（_~）この暑さの中で活動する子ども達は本当にえらいですね！

私自身もなんとか夏を乗り切っていきたいと思っています…。



職場で役立つ心理学
～頼みごとをするときのコツ～



ビジネスの世界では、多少の無理を言っても、相手に頼みごとを引き受けてほしいときもあるでしょう。そんな時は「ドア・インザ・フェイス」を試してみてはいかがでしょうか？

これはまず、現実的ではない大きな要求を提示し、相手に断られたら要求のハードルを下げて提示する方法です。例えば、後輩に「会議の書類を3日以内に揃えて欲しい」と頼みます。難しい顔をされたら、「1週間あればどう？」と妥協案を提示します。こうすると、はじめから「1週間で」と頼むよりも、相手が要求をのんでくれる可能性が高くなります。「最初の条件よりはマシ」と感じるうえ、「相手が譲歩してくれたので、自分も譲歩しなければ」という心理が働くためです。

★これで完璧！ 7月の事務★



☆健康保険・厚生年金保険の算定基礎届の提出（7月1日～10日まで）
算定基礎届とは、厚生年金や健康保険の保険料を計算するための基礎となる「標準報酬月額」を年に1回見直すための届出のことです。この届出により、新しい「標準報酬月額」が決定され、今年の9月分から来年の8月分までの保険料額が決まることとなります。

☆高年齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出期限（7月15日まで）☆
高年齢者雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書をハローワークに提出。

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（7月11日まで）☆
6月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（7月31日まで）☆
6月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆5月決算法人の確定申告と納税（7月中の決算応当日まで）☆
5月決算法人の確定申告と納税、11月決算法人の中間（予定）申告と納税。

～三大都市圏で派遣スタッフの時給が上昇～



求人情報最大手のリクルートジョブズ（東京・中央区）がまとめた2012年12月の三大都市圏（関東、東海、関西）の「派遣スタッフ募集時平均時給調査」で、派遣社員の平均募集時給は前年同月比12円（0.8%）高い1480円となりました。4カ月連続で前年同月を上回ったものの、前年同月比プラスとなった職種は11月度の4職種から3職種に減少しており、事務系が全体を押し上げました。エリア別では、関東、関西は前年同月比プラス、東海はマイナスが続いています。大手のディップの調査でも、昨年12月の全国平均は同7円高い1306円でした。

事務系の派遣社員は「企業の需要が回復する一方、求職者の派遣離れが続いているため、時給を上げて人を確保する動きがみられた」（ディップ）とのこと。年末年始のチラシや出版物を作るデザイナーなどの時給上昇も目立ちました。

従来のけん引役だったIT（情報技術）系は前年と同額にとどまりました。ただ「時給が比較的安いサポート業務などが増えたため金額の伸びは止まったが、IT人材の需要は引き続き高水準」（リクルートジョブズ）といい、引き合いが強い状態が続いています。

熱中症にご注意！

厚生労働省より平成 26 年の「職場での熱中症による死傷災害の発生状況」が公表されました。この結果を踏まえ、平成 27 年の職場における熱中症予防対策についても、昨年に続き死傷災害が多く発生している建設業や製造業等を重点業種とすることとしています。

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体内の水分とナトリウムなどの塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻したりするなどして発症する障害の総称で、めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗、頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠(けんたい)感・虚脱感、意識障害・痙攣(けいれん)・手足の運動障害、高体温などの症状が現れるものです。

平成 26 年の職場での熱中症による死亡または休業 4 日以上死傷者は 423 人と、平成 25 年よりも 107 人少なく、うち死亡者は 12 人と平成 25 年よりも 18 人少なくなっています。しかしながら近年の熱中症による死傷者は、猛暑だった平成 22 年の後も毎年 400～500 人台で高止まりの状態にあります。

業種別に死傷者をみると建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の約 5 割がこれらの業種で発生しています。平成 26 年に熱中症で死亡した 12 人の状況を見ると、暑さ指数 WBGT 値（気温に加え、湿度、風速、輻射(放射)熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数)の測定を行っていなかった(11 人)、計画的な熱への順化期間が設定されていなかった(10 人)、定期的な水分・塩分の摂取を行っていなかった(8 人)、健康診断を行って いなかった(7 人)など、基本的な対策が取られていなかったことが分かります。

今年の夏は気温が平年並みか平年より高くなるが見込まれ、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されています。厚生労働省では平成 27 年の職場における熱中症予防対策について、平成 26 年に死傷災害が多く発生している建設業と建設現場に付随して行う警備業、製造業を重点業種として実施し、重点事項などについて都道府県労働局長あてに通達（平成 27 年 5 月 14 日付）を出すなど取組を推進することとしています。

ただし、屋外や工場内に限らず、日常的にも熱中症が起こることがあります。空調管理をしたり風通しをよくしたりしておく、水分をこまめに取ったりするなど、普通の室内だといって油断をしないように気をつけましょう。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

